

# 違反対象物

# 公表制度

～平成29年4月1日から～

建物を安心して利用していただくために、消防法令違反のある建物を市川市消防局のホームページに公表する制度です。

## 公表の対象となる建物は？

不特定多数の人が利用する飲食店、物品販売店、ホテル、福祉施設などの建物です。



飲食店



物品販売店



病院

## 公表の対象となる違反は？

消防法に基づき設置しなければならない消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない場合です。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

## 公表の時期は？

立入検査を実施し違反を確認した場合、建物の関係者へ立入検査の結果を通知します。この通知をした日の翌日から起算して14日を経過した日において、引き続き同一の違反が認められる場合に公表します。



## 公表の方法、内容は？

公表の方法は、市川市消防局のホームページに掲載します。

公表する内容は、

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③違反の内容

です。



## 建物関係者の方へ

みなさまが、所有、管理している建物が、下記の変更を伴う場合は、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合がありますので、事前に消防署へご相談ください。

- ・飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院、福祉施設などが新たに入る場合
- ・建物の増築、改築、建物同士を接続する場合

## 問い合わせ先

- ・市川市消防局予防課 047-333-2111(代表) 音声ガイダンス 1番
- ・市川市東消防署 047-334-0119
- ・市川市西消防署 047-323-0119
- ・市川市南消防署 047-397-0119
- ・市川市北消防署 047-338-0119